

令和 6 年 10 月 20 日

東員町総務建設委員会委員長

南 部 豊 様

東員町総務建設委員会委員
大 谷 勝 治

研 修 報 告 書

研修期間	令和 6 年 10 月 10 日（木 ）
研修（視察）先	1 日 四日市市危機管理統括部
目的（テーマ等）	四日市市災害時井戸登録要綱について
参加議員名 （複数の場合）	東員町議会総務建設常任委員会 （ 6 名）
資料添付の有無	有 ・ <u>無</u>

※ 研修概要、内容、所感などは、次ページにご記入ください。

〔議員氏名： 大 谷 勝 治 〕

研修概要、内容、所感

四日市市危機管理課より災害時井戸登録要綱についての説明を受けました。災害時に市民が手軽に水の利用が出来る協力井戸はありがたいと思われます。平成 24 年 8 月 1 日～平成 24 年 12 月 28 日迄とそれ以後も協力井戸は随時登録が行われているとお聞きしました。井戸の登録件数 183 件・手動 12 か所・手動＋自動 4 か所・電動 154 か所・自噴井戸 17 か所のうち川島地区に 14 か所と集中しています。停電時に使える井戸は手動 12 か所と自噴井戸 17 か所が、停電時でも使用出来る協力井戸 29 か所、人口 31 万人の市の緊急時の補助水として活用を期待します。

○井戸に関しての課題

- 1 更新手続きがないので現状の把握が出来ていない。
- 2 登録によって市に管理が移るものではないので個人での管理になる。
- 3 飲用の目的以外に使用する生活用水水質によっては使用目的が限定される。

水質検査：協力井戸登録要綱第 5 条市長は災害時協力井戸の申出時に水質検査の希望があった場合別表に掲げる項目の水質検査を 1 回実施することが出来る。

別表（第 5 条関係）11 項目

一般細菌・大腸菌・硝酸態窒素・亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物・PH 値・味臭気・色度・濁度などの検査、間違っでの飲用は注意が必要。

- 4 井戸の深さ 20m 地震災害後井戸水として使用することが出来るのかは経験がないので不明との危機管理課の話。

実際使われていて利用されている協力井戸を何箇所か見る機会があれば良かったです。

以上